

・キャロル・ヴァイツ  
ポーランド民事手続法の展開についての  
継受の意味

森 勇\* (訳)

・はじめに

本稿の目的は、ポーランド民事訴訟法の歴史的展開および昨今の発展にとって、継受がどのような意味をもっているかについて解説を加えることである。まずはじめに、1930年のポーランド民事手続法典の由来という問題を取り上げ( )、引き続き、戦後の共産主義体制下における「強制的な継受」がもたらした、いくつかの問題に簡単に言及したい( )。ついで、1989年の政治的転換後における展開の枠組みの中でいくつかの継受の要素について解説し( )、その上で、2004年におけるポーランドのEU加盟後におけるポーランド民事手続法の諸規律への、いわゆる「ヨーロッパ」の影響について( )一般的な解説をする。そして最後に一般的な結語をもって、本報告を締めくくることとしよう。

・1930年のポーランド民事手続法典の伝来的性格

19世紀、ヨーロッパの多くの国々において、大規模な法典整備により、現代の民事訴訟法が展開していたとき、ポーランドという国家は存在しな

---

\* もり・いさむ 中央大学教授

かった<sup>1)</sup>。ポーランドという地域は、1795年以降、プロイセン、オーストリア、そしてロシアという、ポーランドの地を分割していた三つの国（以下「列強」と表記＝訳者）の支配下に置かれていた。その結果、各列強の支配地域ごとに、その民事訴訟法が施行されていた。プロイセン（後にドイツ）の支配地域では、1877年のドイツ民事訴訟法が施行され、ロシアの支配地域中、いわゆる「ポーランド会議」（1895年以降）の地域では、1864年のロシア裁判所手続法が、そしてオーストリアの支配地域では、ポーランドの Zips と Orava を除き、1895年のオーストリア民事訴訟法が、同年に制定された管轄法（Jurisdiktionsnorm）とともに施行されていた。Zips と Orava では、1911年のハンガリー民事訴訟法が施行されていた<sup>2)</sup>。つまり、次のようにいうことができる。すなわち、当時はポーランド民事訴訟法なるものは存在せず、外国の民事訴訟法の強制継受となっており、ポーランドという地域では、各列強の民事訴訟法が、その列強の法として強制的にその適用領域を拡大された形となっていたということである。各列強の民事訴訟法典編纂は、一定範囲、その源を他の国々の民事訴訟に求めていたことから<sup>3)</sup>、これら他国の民事訴訟法は、ポーランドの領域において施行されていた民事訴訟の諸規律も、間接的に影響をおよぼしていた。わけても、いわゆるポーランド会議の地域では、1809年から1875年まで施

---

1) W. Broniewicz, Kształtowanie się nowożytnego europejskiego kontynentalnego postępowania cywilnego a prawo polskie [現代大陸ヨーロッパ民事手続法とポーランド法の形成], in: Związki prawa polskiego z prawem niemieckim [ポーランド法とドイツ法の結びつき], hrsg. A. Liszowska, K. Skotnicki, Łódź 2006, s. 55 ff. 参照。

2) Vgl. J. Jodolowski, Z. Resich, J. Lapiere, T. Misiuk-Jodłowska, K. Weitz, Zivilverfahren, Warschau 2007, S. 66 (polnisch).

3) Vgl. z. B. über die fremden Einflüsse auf die deutsche ZPO von 1877 H. Prütting, International Sources of German Civil Procedure, in: The Reception and Transmission of Civil Procedure Law in the Global Society. Legislative and Legal Educational Assistance to Other Countries in Procedural Law, ed. by M. Deguchi & M. Storme, Antwerpen-Apeldoorn 2008, s. 251. = ハンス・ブリュッティング（出口雅久・本間学訳）「ドイツ民事訴訟法の国際的源流」松本博之・出口雅久編・民事訴訟法の継受と伝播（2007年）121頁以下。

行されており、そしてまた、1864年のロシア法が多くの点でそのモデルとして依拠した1808年のフランス民事訴訟法典がそれである。

1918年に、ポーランドが国家としての独立性を再びその手に回復した後、統一的なポーランド民事手続法典を用意しなくてはならないことは誰の目からみても明らかであった<sup>4)</sup>。その中には訴訟法も含まれるが、一般的に法の統一は、国家の法システムが円滑に機能するために最も重要かつ不可欠な条件の一つである。それはまた、再生したポーランドという国家の統合のためにも、非常に重要であった。そのため、初めてのポーランド民事手続法典の制定を円滑に進めることは、1919年に再度招集されたポーランド共和国の法典編纂委員会の主要任務の一つであった。この作業は、1930年民事手続法典の制定をもって終結した。同じく当時法典編纂委員会がその制定作業を進めた強制執行法と一体化されたのち、1933年1月1日、全部を包摂した民事手続法典が施行された(旧民事手続法典)<sup>5)</sup>。

新たな法典の制定作業にあたっては、かつての各列強諸国支配地域において施行されていた法が利用されたが、その程度は実に様々であった。ドイツ法的な法源、つまり1877年のドイツ民事訴訟法および1895年のオーストリア民事訴訟法に比べると、取り込まれた1864年のロシア法の諸規範は、実にわずかであった<sup>6)</sup>。旧民事手続法典にオーストリア民事訴訟法が特に大きな影響をあたえた。それは、法典編纂委員会の委員ないしは事務局員

4) 統一的なポーランド民事手続法の規律の準備は、すでに1917年に始まっていた。vgl. S. Gołąb, *Projekty polskiej procedury cywilnej. Powstanie uzasadnienie zdania odrębne* E [ポーランド民事手続法草案, その成立, 理由およびその他の意見] Krakow 1930, S. 1 (polnisch).

5) 旧民事手続法の最初の法文は、1930年11月29日付けポーランド共和国大統領令をもって公表された(Dz. U. (= Dziennik Ustaw "法令集") Nr. 83, Pos. 651)。1932年10月27日付けポーランド共和国大統領令をもってした若干の規定の改正(Dz. U. Nr. 93, Pos. 802)と、強制執行法に関する規定を追加した後、旧民事手続法の統一的なテキストが、1932年12月1日付けの司法大臣公告(Dz. U. Nr. 112, Pos. 934)をもって公表された。Vgl. *Die polnische Zivilprozessordnung. Erster Hauptteil: Streitverfahren nebst Einführungsverordnung*, übersetzt und erläutert von R. Kann, Berlin 1933, S. V.

6) W. Broniewicz, (Fn. 1), S. 59.

の大方が、オーストリアの支配地域出身者で占められていたからである<sup>7)</sup>。当時比較的新しい諸法典、たとえば1911年のハンガリー民事訴訟法、および、スイスの各カントンで施行されていた法典、わけても1918年のベルンの法典および1913年のチューリッヒの法典<sup>8)</sup>の影響もまた、これをみることができる。他国の民事訴訟法から取り入れた法諸原則および法制度は、かつてのポーランド法の立法者によって再検討されたに止まらず、独立した新たな統一体へと融合されたのであり、その結果、ドイツ法とかオーストリア法が継受されたのではなく、新たな法が生み出されたのであった<sup>9)</sup>。この新たな法は、三つの異なった民事手続法典が適用されていた三つの分割支配地域からの出身者である我が国ポーランドの学者と実務家が獲得した経験の成果である。これに加え、さらには、他のヨーロッパ諸国の当時における展開も顧慮されていたのであった。

旧民事手続法典は、従前ポーランドを支配していた列強の民事訴訟法と同じく、処分権主義、弁論主義、武器平等の原則、書面および口頭主義、手続形式主義の原則、直接主義ならびに集中主義の原則に立脚していた<sup>10)</sup>。この法典では、判決手続（訴訟）と強制執行ならびに保全手続が規定されていた。これに対して、非争訟手続（つまり非訟裁判権）は、旧民事手続法では規定されていなかった<sup>11)</sup>。旧民事手続法は、私人の権利を貫徹する重要かつ効果的な手段だったのである。

具体的な解決を列強の法から継受した例を若干あげることができるが、

---

7) Krakow 出身で、法典編纂委員会委員長であった Prof. F. K. Fierich はその一人である。彼は、旧民事訴訟法典の立法者がその最終草案において採用した多くの規律を起草した。彼は、現代のポーランド民事訴訟法学の創始者と評価されている。

8) Vgl. J. Gudowski, *O kilku naczelnych zasadach procesu cywilnego wczoraj, dziś, jutro* [民事訴訟法の若干の原則について その過去、現在そして未来] in: *Księga pamiątkowa S. Soltysińskiego* e [Soltysiński 記念論集] Poznań 2005, S. 1016.

9) この点については、R. Kann, (注5) VI ページの評価を参照。

10) 旧民事手続法に基づいた民事訴訟法の諸原則の詳細については、E. Waśkowski, *Podręcznik procesu cywilnego [Handbuch des Zivilprozesses]*, Wilno 1932, S. 130-133 参照。

11) 第二次大戦前のポーランドでは、非訟事件手続手続は全く統一されてはいなかった。

しかしそれは、一部修正されていた。

旧民事手続法の141条は、法典が求めている形式的要件を欠くために通常の事務手続での処理には適さない場合について、特別の補正手続を定めていた。このような規律のモデルとなったのは、オーストリア民事訴訟法の84条ないし85条に規定されている補正手続であった。同じくオーストリア民事訴訟法から旧民事手続法に取り入れられたのは、重大な手続法違背の場合には手続を無効とする構成である。

旧民事手続法の規定では、オーストリア法およびドイツ法に対応する形で、通常の訴訟手続は三審制と構成されていた。しかし、第一審判決に対する上訴としての控訴 (Appellation) は、オーストリア民事訴訟法の控訴とは、まったく異なっていた。ポーランドの立法者は、いわゆる「完全な控訴 (appellatio cum beneficio novorum)」を採用したのであった。つまり、第二審では更新禁止 (Neuerungsverbot) はなく、控訴手続においては、新たな事実および証拠を提出することが許されていた。

第三審として破棄の訴え (Kassationsklage) が導入された。これは、1864年のロシア法をモデルとした破棄申立ての要素とオーストリアおよびドイツの民事訴訟法をモデルとした上告の要素とを融合したものであった<sup>12)</sup>。最上級裁判所は、破棄院として、本案についての判断した下級審における手続が訴訟法の諸規定に違反していないかどうか、および、実体法を正しく適用したかどうかのみを審査できるだけではあるが、破棄申立てを理由ありとするときは、不服を申し立てられた裁判を破棄するだけではなく、実体法違反の主張に理由があり、かつ、不服を申し立てられた裁判に訴訟法規定の違反が認められないときは、例外的にこれを変更することができる。

---

12) T. Ereciński, Entwicklung der Regelung der Kassation in Zivilsachen in Polen, in: Festschrift für Walter H. Rechberger zum 60. Geburtstag, Wien 2005, S. 117.

## ・戦後の共産主義体制下における「強制的な継受」

第二次世界大戦の後、新たな社会主義政治形態においては、ソビエトをモデルにしたポーランド民事訴訟法の速やかな構造変革が始まった。

第一段階として、「旧民事訴訟法が従来 of 文言のままであっても、新たな憲法の諸条件下においては、新たな性格を取得し、そして、他の機能を果たし始める」との原則が適用されることとなった。比較的短時間の内に、旧民事手続法典もまた、多くの改正を受けたが、それは、ポーランドの民事訴訟法をソビエトモデルへと近づけたのであった。もっとも重大な旧民事手続法典の改正は、1950年<sup>13)</sup>と1953年<sup>14)</sup>に行われた。この改正の意義とその範囲は、民事訴訟法のシステムの根本的変更とまでいわれるほど<sup>15)</sup>に、本質にわたるものであった。たとえば、裁判所の構成を改めたこと、それまでの三審制から二審制へと移行したことと、それにともなう上訴制度の改革、素人裁判官の導入、検事が民事手続へ関与する範囲の拡大などである。この二回の改正は、立法および訴訟法学説のレベルにおいて行われた、民事訴訟の諸原則の転換をともなった。すなわち、「上位原理としての客観的真實の原則」、処分権主義、弁論主義の制限、さらにはその廃止、訴訟形式主義のさらなる拡大、社会財保護の原則の導入がこれである<sup>16)</sup>。新たな民事手続においては、手続関与者の利益は、「国家と社会の利益」に後れるものとなっていたのであった<sup>17)</sup>。

---

13) Dekret vom 20. 07. 1950 (Dz. U. Nr. 38, Pos. 349).

14) Dekret vom 23. 04. 1953 (Dz. U. Nr. 23, Pos. 90).

15) J. Jodłowski, *Nowe drogi polskiego procesu cywilnego. Założenia ideologiczne reformy postępowania cywilnego* [ポーランド民事訴訟法の新たな道。民事手続法改革のイデオロギー的前提] in: *Z zagadnień polskiego procesu cywilnego* [ポーランド民事訴訟の諸問題], Warszawa 1961, S. 25-33.

16) 詳細は、J. Gudowski, (注8), S. 1018-1022 参照。

17) J. Jodłowski, (注15), S. 31-32参照。

第二段階では、1964年11月17日の新民事手続法典が、実施された改革の「戴冠式」、つまり総仕上げとして公布された<sup>18)</sup>。この新たな民事手続法典は、1965年1月1日をもって施行されたのであった。新たに公布されたこの民事手続法典は、第二次大戦後に行われたポーランドの民事手続法の「成果」を破棄し、若干の新たな規律を導入した。しかし、この新たな民事手続法典は、民事訴訟と強制執行に関する限り、旧民事手続法のとっていた構成を採用しなかったということは、強調しておかなくてはならない<sup>19)</sup>。

今日にいたるまで、ポーランドの民事訴訟法には、少なくともこの時代に由来する二つの重要な遺物が残されている。

一つは、他の社会主義国家の民事訴訟法にもみられるところであるが、共産主義の時代、検事にはかなり広範な権限が認められていた点である。すなわち、検事は、その自由な判断によれば、それが法律国家原則(Gesetzlichkeit)の保護、市民の権利保護あるいは社会の保護にとり必要と判断したときは、原則としてすべての民事事件につき訴えを提起することができ<sup>20)</sup>、あるいは、継続する訴訟に参加する権限を有していたし、そしてまた、上訴が認められる裁判であればこれに不服を申し立てる権限を有していた(民事手続法典7条および55条ないし60条)。この権限は、今日でも検事に認められており、どちらかといえば、処分権主義の古びた制約となっている。

もう一つには、1989年に導入された経済事件における特別の訴訟手続もまた、その由来は「共産主義的」である。この手続は、ソビエトのモデル

---

18) Dz. U. Nr. 43, Pos. 296 mit Änderungen.

19) Vgl. J. Sobkowski, *Meilensteine in der Entwicklung der Rechtspflege auf dem Wege zur Demokratie in Polen*, ZZP 1991, 104. Band, Heft 2, S. 200-201; F. Zoll, *Landbericht: Polen*, in: *Beschleunigung des zivilgerichtlichen Verfahrens in Mittel- und Osteuropa*, CLC-Schriftenreihe Band 10, Wien, Graz 2004, S. 124.

20) 家族法に由来する非財産権上の事件については、検事は法律に規定されている場合に限り、訴えを提起することができた(現在も同じである)。

になって、公有経済のいわゆる各单位（企業体）間の紛争をその管轄事件としていた、それまでの国家経済仲裁裁判所における手続に代わるものであった。経済事件におけるこの特別手続の導入は、1989年においては、確かに民事事件についての出訴方法を拡大する意味があった<sup>21)</sup>。しかし、今日ではこのような手続は廃止されるべきである。企業間の紛争のための特別の手続を維持する意味は何もない。そうではなく、若干の西ヨーロッパ諸国におけるように、通常裁判所の商事部としての経済裁判所として存続すべきであろう<sup>22)</sup>。

## ．政治的転換後における展開

### 1．ポーランド民事訴訟法の転換

1989年の政治的転換の後、新たな政治状況においては、共産主義の時代から由来するポーランドの民事訴訟法のそれまでの体系を組み直さなくてはならないということは明らかであった。このような組み直しは、まず第一に、他国の民事訴訟法から手続法に関わる個々の規律を意識的に継受した結果ではなかった。基本的な理念は、ポーランドの民事訴訟を「社会主義的な」民事訴訟から現代の民主主義国家の民事訴訟に転換することであった。つまり、このような転換の目標は、第二次大戦以前にポーランドで受当していた、西ヨーロッパのモデルによった、古典的な民事訴訟の一般諸原則の包括的な(再)継受、つまりは再活性化であった。

この変革の枠組みの中で、ポーランド民事訴訟法は、近時、幾多の改正を受けたのであった<sup>23)</sup>。本稿の目標という観点からすると、ここでは、上

---

21) かつての経済仲裁は、裁判所の組織ではなかった。

22) Vgl. K. Weitz, *Czy potrzebne jest postępowanie odrębne w sprawach gospodarczych?* [経済事件における特別手続は必要か?] *Przegląd Sądowy* [PS- „Gerichtliche Rundschau”] 2008, Nr 7-8, S. 22 ff.

23) 詳細は、K. Weitz, *Die Entwicklung des polnischen Zivilprozessrechts nach der politischen Wende im Jahre 1989*, ZZPInt 11 (2006), S. 96 ff.

訴の規律に関する展開、特に破棄院制というものに目を向けてみたい。1996年に行われた上訴システムの改革の重点は、三審制となるように、二審制を廃止したことであった。つまり、第二次大戦後に導入された上告(Revision)に、第二審における控訴(Appelation)と第三審の破棄制(Kassation)がとってかわった。二つの上訴は、まずは旧民事手続法典をモデルとしていた。その結果、控訴は、第一審裁判所の本案裁判に対する不服方法として、最も重要な通常の上訴方法となった。この際、この控訴では、旧民事手続法と同じく更新権が認められる<sup>24)</sup>。これに対し、破棄制はその後二回にわたって改正された。2000年には、最上級裁判所に対し、一定の理由がある場合には、破棄申立ての受理を却下する権利が認められた。このような規律の導入は、現在他の国々にもみられる、最終審への途を制限する傾向に対応したものであり、このような傾向を意識的にポーランド民事訴訟法に継受したものである<sup>25)</sup>。この新たな規律は、わけても最上級裁判所の負担を軽減しようとするものであるが、それはまた、破棄制の公法的性格を強調することをその目標としていた。つまり、破棄制は、主として客観的性格の上訴方法(objektives Rechtsmittel)であり、単にその付随的效果としてのみ、私人の利益の保護は図られうるということなのである。その後2005年には、通常の上訴方法とされていた破棄申立ては、その呼称を破棄の訴え(Kassationsklage)と改められるとともに、確定した特定の第二審の裁判に対してのみ認められる非常の上訴方法に改められたのであった。こうして、ポーランド法における最上級裁判所への救済申立ての展開は、その終わりをみたのであった。いまやこの破棄の訴えは、

24) K. Weitz, (Fn. 23), S. 100-101.

25) T. Ereciński, *Selekcja kasacji w sprawach cywilnych z perspektywy prawnoporównawczej* [比較法的にみた民事事件における上告制度の選択] in: *Księga pamiątkowa S. Rudnickiego* [S. Rudnicki, 記念論集] Warszawa 2005, S. 93 ff. A. Galič, *The Role of the Supreme Court in Creating Precedents in Slovenian Civil Procedure*, in: *Los recursos ante Tribunales Supremos en Europa. Appeals to Supreme Courts in Europe*, ed. By M. Ortells Ramos, Madrid 2008, S. 262 ff. も参照。

破棄制の理論モデルにより近くなっている。もっとも、最上級裁判所には、実体法に違背する場合には、不服を申し立てられた裁判を変更する権限が今なお認められている。しかし、破棄の訴えは、第一義的には公的利益のためのものであり、最上級裁判所による法の統一と法の継続形成に奉仕するものである<sup>26)</sup>。

## 2. 近時における発展傾向とポーランド民事訴訟法

ポーランドの民事訴訟法において、民事手続法の領域における現代の発展傾向は、今までのところ、新たな規律の導入ないしはその検討にあたり、四つの領域で顧慮されている。それは、二つの ADR 手続、つまり、仲裁<sup>27)</sup>とメディエーション、手続遅延に対する特別の救済方法、そして、現在計画されている集団的手続である。

1989年における政治的転換の後すぐに、それまでのポーランドの仲裁手続は、市場経済体制をとる民主的國家の法的交渉のニーズに合わないこともまた判明した。仲裁裁判権に関する諸規定を改革しようとの努力は、1990年代にはすでにはじまってはいた。しかしその努力は、一切その成果を上げることがなかった。2005年になってはじめてポーランド議会は、民事手続法典中に置かれている仲裁裁判権についてその規律を改める法律を公布した<sup>28)</sup>。ポーランドの新たな仲裁手続法の規律（民事手続法1154条ないし1217条）は、UNICITRAL のモデル法を範としてその準備がなされた<sup>29)</sup>。

---

26) Vgl. T. Ereciński, *Recent developments in civil procedure in Poland*, in: *The recent tendencies of development in civil procedure law—between east and west*, Vilnius 2007, S. 115.

27) ポーランドの学説においては、どちらかといえば、仲裁裁判権は ADR 手続の一形態だという見解が多数を占めている。vgl. K. Weitz, *Sądownictwo polubowne a sądy państwowe* [仲裁裁判所と国家裁判所], PS 2007, Nr. 3, S. 12-15; T. Ereciński/K. Weitz, *Sąd arbitrażowy* [仲裁裁判所], Warszawa 2008, S. 25-26.

28) Gesetz vom 28. 07. 2005 über die Änderung des Gesetzes Zivilverfahrensgesetzbuch (Dz. U. Nr. 178, Pos. 1478).

29) ポーランドの仲裁手続に関する外国語文献としては、以下のものがある。J. Rajski.

このことは、新たな規律の個々の点のみに関するものではなく、全面的に UNICITRAL のモデル法の体系に対応しているその内的な体系についてもあてはまる。もっとも、新たな諸規定の起草にあたっては、仲裁裁判権の領域における1989年以降のポーランドの諸経験も、あわせて考慮されていた。そういうわけで、若干の個別的な規律は、UNICITRAL のモデル法のそれとは異なっている。民事手続法典中の仲裁手続法に関する諸規定は、ユニバーサルなものとして定められている。それらは、内国仲裁裁判権にも、国際仲裁裁判権にも適用される。つまりポーランドの立法者は、国際商事仲裁裁判権に関する特別の規律を設ける理由は何もないとみたのであり、それは正しかったのである。この限りにおいて、民事訴訟法典の規律は、そのモデルの適用範囲を明らかに超えている。というのは、UNICITRAL のモデル法は、国際商事仲裁裁判権のみをその規律対象としているからである<sup>30)</sup>。新たなポーランドの規律は、共産主義の時代から引き継がれてきた、非常に簡略なそれまでの規律に比べ、仲裁裁判権にとってより友好的なものとなっている。これにより、仲裁地としてのポーランドの魅力は高まるはずである。果たしてポーランドにおいて、外国の当事者が関与するものも含め、仲裁裁判所に持ち込まれる紛争の数が増加するか。いまは、待つのみである<sup>31)</sup>。

現在ますます一般化している様々な ADR 手続の中で、メディエーションの手続（調停手続）は、各国の立法者が、仲裁裁判権とならんで、もっ

---

The New Polish Arbitration Law of 2005, *De droit des affaires internationales/International Business Law Journal* 2006, Nr. 3, S. 351 ff; derselbe, *Characteristic Features of the New Polish Arbitration Law*, in: *Liber amicorum Dobrosav Mitrović*, Belgrad 2007, S. 1-11; M. Pilich, *International Commercial Arbitration in Poland*, in: *International Commercial Arbitration. A Comparative Survey*, Istanbul Chamber of Commerce Publications No. 2007/45, hrsg. N. Eksi, P. J. Martinez-Fraga, W. K. Sheehy, S. 229 ff; R. Lewandowski, *Polnisches schiedsgerichtliches Verfahren transformiert*, *WiRO* 2006, Nr. 9, S. 263 ff.

30) Vgl. K. Weitz, *Das neue polnische Schiedsverfahrensrecht*, *ZZPInt* 12 (2007), S. 130.

31) K. Weitz, (Fn. 30), S. 154.

ともよく規定を設けているものである。その際の対象は、原則として、裁判所外の、簡素化され、かつ形式性にとられない手続で、そこでは、中立的な第三者（調停人）の関与のもと、拘束力を持つ裁判なしに、当事者間の和解によって紛争の解決がはかられるものである<sup>32)</sup>。メディエーションは、2005年の民事手続法典を改正する法律に基づき、ポーランドの民事手続法に導入された（民事手続法181条ないし183条）<sup>33)</sup>。当事者は、和解になじむすべての民事事件を、メディエーションの枠組みの中で解決することができる。メディエーションは、出訴前にもできるし、事件が裁判所に係属する間においても、これを進めることができる。しかしながら、いずれの場合においても、手続は調停人の面前で行われるが、裁判官は調停人になることはできない。メディエーションは、密行的（非公開）であり、かつまた任意である。もっとも、それは、メディエーション契約に基づいたものには限られない。裁判所が決定によりそれを命じることもできる。当事者が調停人の前で和解を締結すると、この和解は、執行文が付与された後は、国家裁判所の前で結ばれた和解と同じく、強制執行の基礎となる。メディエーション手続は、当事者の互譲という形での紛争解決として、国家の裁判所手続を補完している。つまり、メディエーションは、正しい意味での裁判所手続の代替手段では決してなく、妥当な場合において当事者に対し、裁判所におけるやりとりが本当に必要かつ意味があるのかを解明する手続を提供するものなのである<sup>34)</sup>。

権利保護の実効性の確保ということもまた、民事訴訟法の展開における重要な現代的傾向の一つである。このような観点からして非常に重要なのは、裁判所に持ち込まれた紛争についての判断を、理由がないのに遅延させることなく、適切な期間内で下すことである<sup>35)</sup>。1990年代、手続の遅延

32) T. Ereciński, (注26) S. 116.

33) Gesetz vom 28. 07. 2005 über die Änderung des Gesetzes— Zivilverfahrensgesetzbuch (Dz. U. Nr. 172, Pos. 1438).

34) Vgl. J. Risse, Die Wirtschaftsmediation, München 2003, S. 7.

35) ポーランド憲法45条および1950年11月4日付の、人権および基本的自由権保護のため

を理由とする多数の不服申立が、ポーランドを相手にヨーロッパ人権裁判所になされた。2000年10月26日に下された Kudila 対ポーランド事件の判決<sup>36)</sup>の後、ポーランドの立法者は、手続遅延に対する救済方法の導入を決めた。2004年には、「裁判所手続において、理由を欠いた懈怠なく事件について裁判を受ける当事者の権利侵害に対する訴えに関する法律」が公布された<sup>37)</sup>。この法律は、遅延の訴えの諸原則および訴えの種類と方法ならびにその裁判について規定している<sup>38)</sup>。この法律において規定されている特別の手続は、付随的手続である。この手続は、手続遅延があると非難された裁判所の直近上級裁判所において行われる。手続遅延があると判断されると、裁判所は当事者に対し、その申立に基づいて、2,000ズロテ(約450ユーロ)から20,000ズロテ(約4,500ユーロ)を認め、そして、問題の裁判所に対し必要な活動を行うよう指示をする。しかし、この指示は、事実上であれ法律上であれ、事件の判断にかかわるものであってはならない。当事者は、別個の手続において、国庫または執行官に対し、手続の遅延により生じた全損害の補償を求めることができる。手続遅延に対する救済方法をポーランド法に導入したことは、いくつかの他の国(イタリア、クロアチアおよびスロバキア)においてもみられる傾向に合致したものである<sup>39)</sup>。

コモン・ロー諸国の影響のもと、どのようにしたら、民事手続において

---

のヨーロッパ規約(EMRK)6条参照。ポーランドでは、この規約は、1993年1月19日に発効した。

36) EGMR, 26. 10. 2000, Kudla/Polen, Nr. 30210/96.

37) Gesetz vom 17. 06. 2004 über die Klage gegen die Verletzung des Rechts der Partei auf eine Entscheidung der Sache im vom Staatsanwalt geführten oder beaufsichtigten Vorbereitungsverfahren und im gerichtlichen Verfahren ohne unbegründete Verzögerung (Dz. U. Nr. 179, Pos. 1843 mit Änderungen).

38) T. Ereciński/K. Weitz, Effektivität des Rechtsschutzes vor staatlichen Gerichten in Polen, in: Effektivität des Rechtsschutzes vor staatlichen und privaten Gerichten, hrsg. P. Gottwald, Bielefeld 2006, S. 36-39.

39) Vgl. T. Ereciński, Klage gegen die Verzögerung des gerichtlichen Verfahrens in Zivilsachen in Polen, in: Festschrift für K. Kerameus, Athens 2009.

集団の利益の権利保護を実現できるかという問題が議論されている。近時、たとえばドイツ、スウェーデンそしてオランダなど、様々な国において、一定程度集団的な権利保護の保障に役立つ諸規律が導入された。このような傾向もまた、ポーランドにおいて継受されている<sup>40)</sup>。これに対応する規律の草案策定作業が、2006年法典編纂委員会において開始された。このような策定作業の成果として、「集団手続における諸請求権の主張に関する法律」が準備された<sup>41)</sup>。この集団手続は、最低10人が、同一または同種の事実上の原因に基づいた同種の請求をする場合に適用される。この訴えは、集団手続においては、権利を主張する人々の代表のみがこれを提起できる。この集団手続においては、裁判所に対して参加する用意があることを表明し、かつ加入した者の請求権のみを主張できる（オプト・イン・モデル）<sup>42)</sup>。この草案は、2009年中にも、ポーランド議会により法律として裁決される可能性がある。

## ．ヨーロッパの影響

ポーランドは2004年にEUに加盟したが、その後ポーランド民事訴訟法は共同体法の影響を受けている。この際次の三点を分けておく必要がある。

一つは、ヨーロッパの民事手続法上の諸規律は、ポーランドではその大方が直接適用される点である。このことは、他の加盟国との関係での涉外事例においては、ポーランドの国際民事手続法は、これに対応するEC規

---

40) Vgl. R. Kulski, *Aggregate Proceedings as Tools for Providing Efficiency in Civil Procedure*, in: *Oralidad y escritura en un proceso civil eficiente. Oral and Written Proceedings: Efficiency in Civil Procedure*, ed. by F. Carpi, M. Ortells Ramos, Valencia 2008, Band II, S. 425 ff.

41) Der Entwurf wurde von der Regierung im März 2009 beim Parlament eingelegt.

42) 詳細は、P. Pogonowski, *Postępowanie grupowe. Ochrona prawna wielu podmiotów w postępowaniu cywilnym* [集団手続：民事手続における権利者多数の場合の権利保護], Warszawa 2009, S. 149 ff.

則に後れるということの意味している。対象となるのは、民事商事事件についての管轄および裁判の承認と執行に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 44/2001 vom 22. Dezember 2000 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen)<sup>43)</sup>、婚姻事件および親の責任に関する手続の管轄および裁判の承認と執行ならびに EC 規則 Nr. 1347/2000 の廃止に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 2201/2003 vom 27. November 2003 über die Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Ehesachen und in Verfahren betreffend die elterliche Verantwortung und zur Aufhebung der Verordnung (EG) Nr. 1347/2000)<sup>44)</sup>、倒産手続に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 1346/2000 vom 29. Mai 200 über Insolvenzverfahren)<sup>45)</sup>、民事商事事件における証拠調べの領域での EC 加盟国裁判所間の協力に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 1206/2001 vom 28. Mai 2001 über die Zusammenarbeit zwischen den Gerichten der Mitgliedstaaten auf dem Gebiet der Beweisaufnahme in Zivil- oder Handelssachen)<sup>46)</sup>、争いのない債権についてのヨーロッパ債務名義の導入に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 805/2004 vom 21. April 2004 zur Einführung eines Europäischen Vollstreckungstitels für unbestrittene Forderungen)<sup>47)</sup>、および、加盟国における民事商事事件における裁判上および裁判外の文書の送達および EC 規則 Nr. 1348/2000 の廃止に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 1393/2007 vom 13. November 2007 über die Zustellung gerichtlicher und außergerichtlicher Schriftstücke in Zivil- oder Handelssachen in den Mitgliedstaaten („Zustellung von Schriftstücken“))

---

43) ABl. EG 2001, Nr. L 12, S. 1.

44) ABl. EU 2003, Nr. L 338, S. 1.

45) ABl. EG 2000, Nr. L 160, S. 1.

46) ABl. EG 2001, Nr. L 174, S. 1.

47) ABl. EU 2004, Nr. L 143, S. 15.

und zur Aufhebung der Verordnung (EG) Nr. 1348/2000 des Rates)<sup>48)</sup>である。

第二には、ポーランドの立法者は、2008年に、EU加盟国以外の第三国との関係で適用される民事手続法典中の国際民事手続法に関する規定を改正する際、EC規則の諸規律をポーランド内国法に大幅に取り入れることとした<sup>49)</sup>。ポーランドの民事訴訟法典中の諸規定は共同体法に近づいたが、このことはわけても、国際裁判管轄、涉外事件における証拠調べおよび送達、そしてまた、外国の裁判および訴訟上の和解の承認と執行宣言の形式的・実質的要件にもあてはまる。しかしながら、民事手続法典の第四編における諸規定を、ヨーロッパ法の諸規定と調和させようという努力は、ヨーロッパの規律を検討を加えないまますべて丸呑みしたことを意味するものではない。新たな規律を立案するにあたっては、これらの規定が、なかんづくEU加盟国ではなく、かつまたポーランドが多国間ないしは二国間条約を締結していない諸国に対して適用されるという事実を考慮した。そのため、新たな規定は、一定の問題に関しては共同体法の規律とは異なっている。このことは、わけても、外国裁判の承認と執行にあてはまる。新たな規定の下での承認と執行の要件は　一つ例外を除き　共同体法が規定する要件と比べると、厳格である。それは、第三国に対する承認と執行の要件を過度に緩和するのは、妥当でなかったからである<sup>50)</sup>。

第三は、共同体法が判決手続にも影響を与えていることである。このことは、一方では、ポーランド民事訴訟法を、先にあげた争いのない債権に

48) ABl. EU 2007, Nr. L 324, S. 79. 将来的には、2008年12月18日の扶養事件における管轄、準拠法、承認と執行ならびに協力に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 4/2009 vom 18. 12. 2008 über die Zuständigkeit, das anwendbare Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Zusammenarbeit in Unterhaltssachen = ABl. EU 2009, Nr. L 7, S. 1) もまた、これを考慮する必要がある。

49) Gesetz vom 5. 12. 2008 über die Änderung des Zivilverfahrensgesetzbuches und einiger anderer Gesetze (Dz. U. Nr. 1571, Pos. 234).

50) Vgl. T. Ereciński/K. Weitz, *Das neue autonome Internationale Zivilverfahrensrecht in Polen*, ZZPInt 13 (2008) (im Druck).

についてのヨーロッパ債務名義の導入に関する EC 規則 (Nr. 805/2004) にしたがった、争いのない債権に関する手続に関わる、いわゆる最低の諸規定にすりあわせたことによってもたらされている。EU 規則にあわせた内国法の整備の枠組みの中で、民事手続法典には、裁判長からの被告に対する教示の規律が取り入れられた。しかしこれは、訴訟一般に適用される。つまり、その意義は、ヨーロッパ債務名義の発令が問題となる場合のみに限られるわけではない<sup>51)</sup>。他方では、ヨーロッパ督促手続の導入に関する EC 規定 (Die Verordnung (EG) Nr. 1896/2006 vom 12. Dezember 2006 zur Einführung eines Europäischen Mahnverfahrens und der Verordnung)<sup>52)</sup> および少額債権のためのヨーロッパ手続の導入に関する EC 規則 (Die Verordnung (EG) Nr. 861/2007 11. Juli 2007 zur Einführung eines europäischen Verfahrens für geringfügige Forderungen)<sup>53)</sup> の発布により、共同体法においては、二つの自立的な(「ヨーロッパ」)訴訟手続が、共同体法中に創設された。これらの手続は、加盟国の内国法を脇に押しやってしまうものではない。というのは、当事者は、涉外事例について、これら手続を一つの選択肢として用いることができるに留まるからである。この二つの規則に定められている手続の規律はまた、自己完結したものとはなっていない。その結果、EC 規則において規定されていない手続法上の問題はすべて、国内の法規定によることとなる。ポーランドの立法者は、2008年における改正の枠の中で、規則に対応する規定を導入した<sup>54)</sup>。この

---

51) K. Weitz, *Probleme bei der Anwendung der Verordnung über den Europäischen Vollstreckungstitel für unbestrittene Forderungen in Polen eine Skizze*, in: *Der Einfluss des Europäischen Zivilverfahrensrechts auf die nationalen Rechtsordnungen*, hrsg. M. Kengyel, V. Harsagi, Baden-Baden 2009, S. 183-184.

52) ABl. EU 2006, Nr. L 399, S. 1.

53) ABl. EU 2007, Nr. L 199, S. 1.

54) ヨーロッパ督促手続の導入に関する EC 規則 (Nr. 1896/2006) およびヨーロッパ少額手続の導入に関する EC 規則 (Nr. 861/2007) の施行と調整のための規律は、Gesetz vom 5. 12. 2008 über die Änderung des Zivilverfahrensgesetzbuches und einiger anderer Gesetze (Dz. U. Nr. 1571, Pos. 234) において定められている。

ようにして、民事手続法典の体系の中に、二つの新たな特別の訴訟手続、つまりは、ヨーロッパ督促手続とヨーロッパ少額債権手続が成立することとなったのであった。

## ． 結 語

20世紀におけるポーランド民事訴訟法の展開の各段階、そしてまた、21世紀初頭において、外国法および（ヨーロッパ＝訳者）共同体の規律の諸要素の継受は、重要な役割を果たした。

旧民事手続法典は、確かに新たなポーランド法として制定されたが、かつての列強、わけても1877年のドイツ民事訴訟法および1895年のオーストリア民事訴訟法に多くが由来していた。第二次大戦後、ポーランドの民事訴訟法は、ソビエトモデルに改められた。この時代の名残は、今でもいくつか残っている。これらは、共產主義の時代における強制的な継受が、今日までその足跡を引きずっていることを物語っている。政治的転換後数年のうちに、ポーランドの民事訴訟は、民主的國家の民事訴訟へと転換した。西ヨーロッパ諸國をモデルに、古典的な民事訴訟の諸原則が、再びポーランドに導入された。現代的な傾向は、ADR 手続（仲裁とメディエーション）、手続遅延の克服および集団的な権利保護の領域において、ポーランド法に継受されている。2004年の EU 加盟後には、ポーランドの民事訴訟法は、様々な形で共同体法の影響を受けることとなった。

ポーランド民事訴訟法の発展は、今なお続いている。このさらなる展開の最も重要なステップは、ここ数年以内に予定されている新たな法典の草案準備だろうと思われる<sup>55)</sup>。ポーランドの新たな民事手続法典の編纂にあたり、諸外國における解決の継受がどのような役割を果たすか。それは今のところ定かではない。

---

55) K. Weitz, (Fn. 23), S. 115-116.